

茅野市里山づくり団体活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅野市ふれあい里山づくり条例（平成16年茅野市条例第7号）に規定する推進団体及び活動団体が行う里山づくりの活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率
(1) チェンソー、刈り払い機、ドリルその他里山づくりに直接必要な物品の購入等に要する経費	対象経費の10分の10以内の額とする。ただし、1団体当たり年額100万円を限度とする。
(2) チェンソー、刈り払い機等の燃料費	
(3) 里山づくりのための原材料費	
(4) 知識経験者等の派遣に要する費用	
(5) 里山づくりを推進するための会議、行事等に要する経費	
(6) その他市長が特に必要と認める費用	

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する申請書は、茅野市里山づくり団体活動支援補助金交付申請書（様式第1号）とする。

(実績報告書)

第4条 規則第12条に規定する申請書は、茅野市里山づくり団体活動実績報告書（様式第2号）とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(あて先)茅野市長

申請者

団体の名称

代表者の住所

氏名

茅野市里山づくり団体活動支援補助金交付申請書

下記のとおり茅野市里山づくり団体活動支援補助金を交付されるよう申請します。

記

対象経費	積算基礎	補助要望額
補助要望額合計		

添付書類

- 1 事業実施計画書
- 2 積算基礎を説明する書類

第2条の補助率についての基準

対象経費	説明
(1) チェンソー、刈り払い機、ドリルその他里山づくりに直接必要な物品の購入等に要する経費	<p>物品は、推進団体又は活動団体の構成員が使用する又は里山づくり推進地域の関係者への貸し出し用とし、購入団体が保管し、管理するものに限る。</p> <p>物品の購入等に要する経費とは、物品の購入費の他、物品の修繕費、消耗品費で、修繕費は、本補助要綱により購入した物品の修繕に係る経費、消耗品費は、本補助要綱により購入した物品を使用する際に必要な替え刃等の購入に係る経費に限る。</p>
(2) チェンソー、刈り払い機等の燃料費	<p>申請時点の1リットル当たりの単価を乗じて費用を算定する。</p> <p>燃料は1人1日当たり1リットル使用するものとし、半日作業の場合は、0.5リットルで算定する。</p>
(3) 里山づくりのための原材料費	<p>植物用名札など小中学生の環境学習のために必要な原材料、山道を整備するための原材料、採石など駐車場整備のための原材料、その他原材料。</p>
(4) 知識経験者等の派遣に要する費用	<p>謝礼は、茅野市特別職の職員等の給与に関する条例別表第2のその他の非常勤の特別職の職員の報酬額で定めた範囲内とし、交通費及び宿泊費は、茅野市一般職の職員の旅費に関する条例の規程を適用して算定した額とする。</p>
(5) 里山づくりを推進するための会議、行事等に要する経費	<p>会議資料作成に係る経費、会議、行事開催通知に係る通信費、行事实施に必要な道具のレンタル料、その他会議、行事等に要する経費。</p>
(6) その他特に市長が必要と認める費用	<p>市長が必要と認めるもの</p>